

改正案の第5 自然環境保全条項

(自然環境の保全)

自然環境は、すべての人が健全で豊かな環境の恵沢を享受することを基本として、将来にわたって適切に保全されなければならない。

<参照>

環境基本法

第3条（環境の恵沢の享受と継承等）

環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであること及び生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っており人類の存続の基盤である限りある環境が、人間の活動による環境への負荷によって損なわれるおそれが生じてきていることにかんがみ、現在及び将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。